区民委員会資料

令和5年8月21日

地域振興部商業・ものづくり課

物価高騰等総合支援資金（事業）の延長について

　区内中小企業の円滑な資金調達を支援するため、今年度から実施している「物価高騰等総合支援資金」について、物価高騰など厳しい経営環境が続いている状況を鑑みて、当初９月末までとしていた当該緊急資金（利子補給、信用保証料補助）の申請期間を下記のとおり延長する。

記

１．資金名称　　　物価高騰等総合支援資金

２．制度概要　　　あっ旋限度額：１，０００万円

　　　　　　　　　資金使途：運転資金・設備資金

　　　　　　　　　事業者負担利率：３年間無利子、４年目以降０．２％以内

　　　　　　　　　（区負担利率：３年間１．６％、４年目以降１．４％）

　　　　　　　　　信用保証料：全額補助

３．対象者　　　(1)物価高騰の影響を受けていること

　　　　　　　　　(2)原則、最近３ヶ月間の売上高（受注高）もしくは売上総利益額が前年同期と比較し５％以上減少していること

４．実　　績　　　利用（借入額）状況（令和５年４～７月末現在）

　　　　　　　　　(1)あっ旋状況　176件　1,569,800千円

　　　　　　　　　(2)実行状況　　 95件 795,000千円

５．期間延長　　　令和６年３月２９日（金）まで申請期間を延長する

６．周知方法　　　広報しながわ（９月１日号）、区ホームページへの掲載

　　　　　　　　　メールマガジンの配信、事業者向け周知チラシ

７．予　　算　　　２６０，２７３千円（利子補給および信用保証料補助）

　　　　　　　　　※令和５年度物価高騰等総合支援資金（当初予算）により対応